

ふるさと納税自治体連合プロモーション業務委託仕様書

1 目的

ふるさと納税の本来の趣旨や理念を広く国民へ周知するためのプロモーション活動を展開し、ふるさと納税の健全な発展につなげるとともに、ふるさと納税未経験者に寄付を呼びかけ、制度利用者のすそ野の拡大を図る。

2 業務の名称

ふるさと納税自治体連合プロモーション業務

3 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

4 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

①コンセプトの設定

- ・ふるさと納税は「ふるさとやお世話になった自治体に感謝や応援する気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能にするもの」という本来の趣旨・理念が伝わるようなコンセプトを設定すること
- ・自治体連合の想いが一言で伝わるようなインパクトのあるキャッチコピーを作成すること
(例) 投票キャンペーンなどを実施し、幅広い世代へ周知し話題性を創出する

②国民への啓発活動

○SNS（インスタグラム）を活用した情報発信強化

- ・自治体連合の共通ハッシュタグを開発し、インスタグラム※で自治体連合の活動内容、参加64自治体の活動内容、寄付の使い道、事業者・生産者の想い等を発信すること
※ビジュアルを主とした発信を想定するため「インスタグラム」の利用を想定するが、より効果的なSNS発信がある場合、別途協議することにより他のツールの利用は可能
(例) フォロワー獲得のため、ハッシュタグキャンペーンを展開し、プレゼント企画実施
- ・参加自治体の発信内容のひな型を作成し、自治体が作成する発信内容の案について監修すること
- ・契約期間内に複数回の投稿をすること（150回程度を想定）
- ・返礼品情報を掲載する際は、返礼品の提供には生産者の支援や地域の魅力を発信する目的があることを強調すること
- ・インスタグラム掲載の詳細内容について、自治体連合のホームページで紹介すること
(URL <http://www.furusato-rengo.jp/>)
- ・インスタグラムで発信する際は、自治体連合のホームページ閲覧数を増やすよう工夫すること
- ・ターゲットに合わせた発信媒体の提案がある場合は、提案書に書き加えることは妨げない

○ふるさと納税募集サイト（ふるさとチョイス等）と連携した啓発活動

- ・ふるさと納税本来の趣旨を寄付者に伝えるための記事作成
(例) ふるさと納税はショッピングではなく、ふるさとや応援したい自治体への寄付であることを周知する記事の作成

○ふるさと納税の仕組みや流れの紹介

- ・ふるさと納税未経験者に対し、ふるさと納税が簡単にできることや居住自治体にも寄付できることを紹介する動画やイラスト等を作成すること

③ふるさと納税シンポジウムの開催（11月予定）

- ・ふるさと納税シンポジウムをオンラインで開催することを前提に企画・運営すること
- ・自治体職員のみならず、国民も参加したくなるよう工夫すること
- ・ふるさと納税自治体連合表彰の表彰式も同時に実施すること。なお、表彰自治体は自治体連合で選定し、表彰状も自治体連合で作成する
- ・内容については、別紙の令和元年度および令和2年度のチラシ等を参考にすること

R2年度の内容：<https://www.youtube.com/watch?v=L0LgzqYhW0w&feature=youtu.be>

5 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 事業の実施およびその他事業に関連する事項にあたっては、事前に担当者と協議し、担当者に実施状況等報告を求められた場合には、速やかに報告すること。
- (2) 業務の遂行に際して必要な消耗品・旅費等は契約金額に含むものとする。
- (3) 業務の遂行に際して必要な許可・資料等は、受注者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳重に取り扱うこと。
- (5) 成果品において、重大な誤りがあった場合は、受注者の責任において、回収、修正、再編集、制作等の必要な処置を講ずること。委託期間終了後も同じとする。

6 著作権等

- (1) 本業務における制作物の著作権は、ふるさと納税自治体連合に帰属するものとする。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度に留め、個人の権利等を侵害することのないよう法令、条例等を遵守し適正な取り扱うこと。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講ずること。

7 実績報告

業務完了後は速やかに委託契約書【別紙3】実績報告書を作成し提出すること。また、作成したデータ等はDVD等に格納し提出すること。

8 その他

契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、ふるさと納税自治体連合と協議して決定するものとする。